

憲法第八章 地方自治

第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第九十三条 地方公共団体は、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

第九十四条 地方公共団体の長、その他の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第九十五条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

第九十六条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

第九十七条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

第九十八条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

地方自治の「原点」さぐって

今年、憲法・地方自治法が施行されてから三十周年になりました。この地方自治法は、憲法と深いつながりを持っています。つまり、かつて大東亞戦争を起し、この国は、昭和二十年の八月、敗戦という貴重な体験をした「主権在民」を高めるにうった新憲法と地方自治法という「双生児」といえる法律を、昭和二十二年五月三日同時に誕生させました。幾多の法律があり、新憲法と同時に施行された法律は、地方自治法以外にありません。

豊かな明日は
あなたが主役

国家中心主義
義だった昔

今日の地方自治とは質的に大きな違いがありますが、わが国にも遠い昔に地方自治という形態があったといわれています。「惣」や「寄合」と呼ばれる中世の村落共同体とか自由商業のまち「堺」などです。しかし、徳川氏によって天下が統一され、中央集権的な封建制度の強化とともに、地方自治は根絶して明治維新

みんなで育てよう「地方自治」を

を迎えたのです。この間、イギリスをはじめ欧米では、都市自治の権利を拡大しながら、都市国家が発展したという経過をたどって、地方自治は国家を形成する以前から自然発生的に、あるいは固有の権利（自治固有権説）として今日まで歩んでまいりました。わが国の地方自治をみる場合に、このへんが基本的に相違のある点です。このような歴史的経過をたどったわが国は、欧米のよう

ゆがんでい
た地方制度

その出先機関という概念のもとに、内務大臣山縣有朋は「市制・町村制理由書」に次のように記しました。「今、地方ノ制度ヲ改良スルハ、即チ、政府ノ事務ヲ地方ニ分任シ、人民ヲシテ之ニ参与セシム。以テ政府ノ繁雑ヲ省キ、併セテ人民ノ本務ヲ尽サシメントスルニ在リ。而シテ政府ハ、政治ノ大綱ヲ握リテ方針ヲ授ケ、国家統帥ノ実ヲ掌グルヲ得、可ク人民ハ、自治ノ責任ヲ分チ、以テ専ラ地方ノ公益ヲ計ルノ心ヲ起スニ至ルベシ」

この引用文からもわかるように、同じ「自治」といっても、今日の用語の意味とは非常に異なる場合があります。当時の地方自治は、中央政府との間で「上命下服」の関係にあつて、ちよつとむずかしい言葉になりましたが、「後見の地方自治観」によって支配されていきました。

例えば、官選知事のもとに府・県会があり、知事は市町村に対する監督権をもち、市町村に「家」に見立てた家族的秩序による自治でした。その運営は、住民の中の二十五歳以上の男子で、地租・国税を一定額納税する者、といういわば財産を持つ者だけが選挙権をもつ、制限選挙によって選ばれた者が名譽職として地方行政に参与しました。

「義務」という考えから次から次第に戦争への国家総動員体制のつくりかたに利用されるようになっていきました。この頃わが国は、資本主義の初歩的成長過程にあり、政府は殖産興業、富国強兵策を強力に推進するために、このような地方制度が必要であつたこととなつてのことです。後年、政府の要請にあつた床次竹二郎は「*」

りませんが、わが国の歴史上に初めて地方自治の原理が掲げられたのです。そしてこの四か条が、地方自治の原理を保障するだけでなく、逆に地方自治が憲法の理念を支えているという極めて重要な意味をもっているといえます。憲法と同じ運命をもち、同じ年輪をきざんできた地方自治——近年、地方自治をめぐるさまざまな問題が提起されているように、地方自治はまさに現代の「焦点」です。三十年を経たこの機会に、地方自治の歴史を振り返ってその原点を探ってみようではありませんか。

地方ノ制度
ヲ改良スルバ

に「国家」という概念と「地方」という概念が別々に存在するということは、国家、国家という単一な概念（国家中心主義）だけでは存在しませんでした。最後の内戦である西南戦争が終わつて、明治政府は、ドイツのプロシア法制をもとに近代国家の幕明けともいえる憲法を制定しました。しかし、この明治憲法の中には、地方自治のことは書かれていませんでした。

シャウプ勧告

こうしたゆがんだ地方制度を百八十年にわたる戦後の新憲法であつて、民主主義の出発点としたのでした。そして、新憲法になぜ明治憲法にはなかった四か条にわたる地方自治の規定が挿入されたのかというその画期的な意味は、歴史のあやまちを再び繰り返さないためのものにはかならず、たとえ地方自治が制度的に保障されたものとして、それが「自治」として機能するためには、新憲法の精神を厳格に解釈し、これに基づき地方自治法の運用に誤りのないよう、直接それにあたる人達の意識上の改革を必要とすることを意味しているといえます。

しかし、戦後の地方自治も何回かの試練と、制度的な改革を経て今日にいたつています。その間、「自治」の根幹にかかわる時機が二度ありました。昭和二十二年の「シャウプ勧告」と、二十六年の「政令諮問委員会」の答申です。ところが、これらの政府に

お買物、ご用命は市内で

お買物、ご用命は市内で

住宅 羽田建築 TEL 26163 新津市金沢町2丁目 設計、施工、監理

花椿会にお入りください。 資生堂チェーンストア マツヤ TEL (2) 0418 第四銀行が向い、北越銀行がとなり

最新鋭機パーマックドライ 速く・安く・確かな仕上げ 朝9時30分までの持込みは当日仕上がり マルヤドライクリーニング TEL 2 0739 本町1 猫山医院前

東芝ストア より良いサービスと 楽しい暮らしに奉仕する店 (株) 八重電商事 TEL 4-3131(代)